

「馬淵川水系河川整備計画（素案）に対する意見について」（国管理区間／青森県管理区間）

区分		代表意見	地域	分類	素案の記載状況	原案の記載状況
①河川整備計画全般						
全般-1	計画の基本的な考え方について	(1) 治水、利水、環境が調和した整備を望む	共通	会場での発言 (三戸町)	<p>【国交省】 P.3: 計画の基本的な考え方 1.2 計画の基本理念 「馬淵川をとりまく現状を踏まえ、河川整備基本方針に基づき、地域の個性と活力、歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、以下の3点を基本理念に関係機関や地域住民との情報の共有、連携の強化を図りつつ、治水、利水、環境の調和を図りながら河川整備に関わる施策を総合的に展開します。」と記載</p> <p>【青森県】 P.1: 計画の基本的な考え方 1.2 計画の基本理念 「本計画は次の三つの理念に基づき、計画を策定します。 ○安全で安心が持続できる川づくり ○豊かな河川環境と河川景観を次世代に継承する川づくり ○地域の個性と活力、歴史や文化が実感できる川づくり」と記載</p>	<p>【国交省】 P.3: 素案と同様（変更なし）</p> <p>【青森県】 P.2: 計画の基本的な考え方 1.2 計画の基本理念 「本計画は、河川整備基本方針に基づき、治水、利水、環境の調和を図りながら河川整備に関わる施策を総合的に展開するため、次の三つの理念に基づき計画を策定します。 ○安全で安心が持続できる川づくり ○豊かな河川環境と河川景観を次世代に継承する川づくり ○地域の個性と活力、歴史や文化が実感できる川づくり」と記載</p>
		(2) 現行の整備計画策定時の意見も尊重してもらいたい	青森県	会場での発言 (三戸町)	<p>【青森県】 P.1: 計画の基本的な考え方 1.1 計画の趣旨 「本計画は、馬淵川水系の特性を踏まえ、安全で安心でき、うるおいのある美しい川づくりと、流域の風土と文化等を生かした河川整備を目的としています。」と記載</p>	<p>【青森県】 P.1: 計画の基本的な考え方 1.1 計画の趣旨 「本計画は、馬淵川水系の特性や既定計画の内容を踏まえ、安全で安心でき、うるおいのある美しい川づくりと、流域の風土と文化等を生かした河川整備を目的としています。」と記載</p>

「馬淵川水系河川整備計画（素案）に対する意見について」（国管理区間／青森県管理区間）

区分		代表意見	地域	分類	素案の記載状況	原案の記載状況
②洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減						
治水-1	整備目標について	(3) 整備目標について教えてほしい	青森県	会場での発言 (南部町)	【青森県】 P. 25: 河川整備計画の目標に関する事項 3.1 整備の目標 「馬淵川：平成16年9月洪水及び平成18年10月洪水に対して、宅地の安全性を向上させるため、20年に1度発生する洪水に対して宅地の浸水被害を防止するとともに、概ね3年に1度発生する洪水に対して農地の浸水被害の軽減を図る」と記載	【青森県】 P. 27 3.3.1: 素案と同様（変更なし）
治水-2	堤防の整備について	(4) 川のはん濫による被害を無くしてほしい	国交省	ハガキ	【国交省】 P58: 河川の整備の実施に関する事項 5.1.1 洪水、高潮などによる災害の発生の防止または軽減に関する整備 (1) 堤防の整備 1) 堤防の量的整備 「河道の目標流量を安全に流下させるために、家屋などへの被害が生じる無堤箇所及び断面（堤防高や幅）が不足する箇所において堤防の量的整備を実施します。」と記載	【国交省】 P60: 素案と同様（変更なし）
		(5) 堤防整備を早く進めてほしい	国交省	ハガキ	P61: 河川の整備の実施に関する事項 5.1.1 洪水、高潮などによる災害の発生の防止または軽減に関する整備 (1) 堤防の整備 1) 堤防の質的整備 「これまでの高さや幅等の量的整備（堤防断面確保）に加え、質的整備として、浸透に対する安全性の詳細点検を早期に行い、安全性が確保されていない堤防においては、強化対策を図り、質的量的ともにバランスの取れた堤防整備に努めます。」と記載	P63: 素案と同様（変更なし）
		(6) 堤防補強をしてもらいたい	国交省	ハガキ		

「馬淵川水系河川整備計画（素案）に対する意見について」（国管理区間／青森県管理区間）

区分		代表意見	地域	分類	素案の記載状況	原案の記載状況
②洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減						
治水-3	河道掘削について	(7) 河床掘削をして流れるようにしていただきたい	国交省	ハガキ	【国交省】 P. 63: 河川の整備の実施に関する事項 5. 1. 1 洪水、高潮などによる災害の発生防止または軽減に関する整備 (2) 河道掘削 「堤防整備が完了しても河道断面積が不足している箇所においては、河道の目標流量が安全に流下できず浸水被害が生じることから、河道断面積を拡大するために河道掘削を実施します。」と記載	【国交省】 P. 65～66: 素案と同様（変更なし）
			国交省	ハガキ		
			青森県	会場での発言 (南部町)	【青森県】 P. 28～30: 河川の整備の実施に関する事項 4. 1. 1 洪水による災害発生防止または軽減に関する事項 施工場所一覧表に施工区間及び施工延長、施工位置図を記載。	【青森県】 P. 31～33: 素案と同様（変更なし）
		(8) 「すみやの河川公園」が流下阻害になっている	青森県	会場での発言 (三戸町)	(2) 馬淵川 河道掘削 整備イメージに川幅を記載。	
		(9) 農地の浸水対策を早くしていただきたい	青森県	会場での発言 (南部町)	【青森県】 P. 30: 河川の整備の実施に関する事項 4. 1. 1 洪水による災害発生防止または軽減に関する事項 (2) 馬淵川 河道掘削 「20年に1度発生する洪水に対して宅地の浸水被害を防止するため、河道掘削を実施します。」と記載。	【青森県】 P. 33: 河川の整備の実施に関する事項 4. 1. 1 洪水による災害発生防止または軽減に関する事項 (2) 馬淵川 河道掘削 「20年に1度発生する洪水に対して宅地の浸水被害を防止するとともに、大規模な農地についても、冠水頻度を軽減し浸水被害の軽減を図るため、河道掘削を実施します。」と記載。
		(10) 取水施設等に影響がないようにしていただきたい	青森県	会場での発言 (南部町)	【青森県】 P. 28～30: 河川の整備の実施に関する事項 4. 1. 1 洪水による災害発生防止または軽減に関する事項 「流下断面を拡大することで洪水時の水位を低下させ、浸水被害の防止、軽減を図ることを目的として、河道掘削・輪中堤整備等による河川改修を行います。」と記載。 (2) 馬淵川 河道掘削 整備イメージを掲載	【青森県】 P. 31～33: 河川の整備の実施に関する事項 4. 1. 1 洪水による災害発生防止または軽減に関する事項 素案と同様（変更なし） (2) 馬淵川 河道掘削 平水以上の掘削が分かるよう整備イメージを修正。

「馬淵川水系河川整備計画（素案）に対する意見について」（国管理区間／青森県管理区間）

区分		代表意見	地域	分類	素案の記載状況	原案の記載状況
②洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減						
治水-4	内水対策について	(11) 内水対策を強化してもらいたい	共通	会場での発言 (八戸市)	<p>【国交省】 P. 65: 河川の整備の実施に関する事項 5. 1. 1 洪水、高潮などによる災害の発生防止または軽減に関する整備 (3) 内水対策 「近年、内水被害が頻発している箇所については、被害状況や発生頻度などを適正に評価し、排水ピットや排水ポンプの増強などの内水被害軽減対策を実施するとともに、大規模な内水はん濫においては、東北地方整備局管内に配備された排水ポンプ車を機動的に活用し、迅速かつ円滑に内水被害を軽減するよう努めます。」と記載</p> <p>P. 90: 河川の整備の実施に関する事項 5. 2. 1 河川の維持管理 (5) 管理の高度化 河川管理施設については、操作性の向上、情報の迅速化、確実化に向け、極門情報管理システムによる操作情報の即時把握に努めるとともに、重要な施設は光ケーブルを活用した集中管理・カメラによる遠方監視などのバックアップ体制を確立し、管理の高度化を図ります。・・・・・・さらに、市町村との情報の共有化を図るために、河川情報カメラ映像や水位データ、洪水予報、水防警報などの情報を一体的に取り込んだ洪水情報共有システムの整備を図ります。</p> <p>【青森県】 P. 31: 河川の整備の実施に関する事項 4. 1. 2 馬淵川の総合的な治水対策の推進 「宅地の浸水被害や農地の大規模な浸水被害が発生した平成18年10月洪水を契機として、沿川市町・県・国の関係機関が連携し、総合的な治水対策について検討する「馬淵川の総合的な治水対策協議会」が平成18年11月に設置されました。この協議会において策定された緊急的な治水対策（ハード・ソフト）を関係機関と連携の上、着実に実施します。」と記載</p>	<p>【国交省】 P. 67: 素案と同様（変更なし）</p> <p>P. 92: 素案と同様（変更なし）</p> <p>【青森県】 P. 34: 素案と同様（変更なし）</p>
治水-5	その他	(12) 洪水調節施設を整備すればよい	共通	会場での発言 (三戸町)	【国交省・青森県】 記載なし	【国交省・青森県】 記載なし
			共通	会場での発言 (南部町)		
		(13) 山の保水力を高める対策もした方がよい	青森県	会場での発言 (三戸町)	<p>【青森県】 P. 32: 河川の整備の実施に関する事項 4. 1. 4 河川環境の整備と保全に関する事項 (1) 良好な河川環境の保全、創造 「青森県では「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しています。この条例に基づき、ふるさとの森と川と海ができる限り自然の状態で維持されることを基本として、保全地域の指定等を含んだ「馬淵川流域保全計画」が平成20年3月に策定されました。当該計画に基づき各種施策を推進します。」と記載。</p>	【青森県】 P. 35: 素案と同様（変更なし）

「馬淵川水系河川整備計画（素案）に対する意見について」（国管理区間／青森県管理区間）

区分		代表意見	地域	分類	素案の記載状況	原案の記載状況
治水-5	その他	(14) 熊原川の被害が大きく憂慮している	青森県	会場での発言 (三戸町)	【青森県】 P. 31: 河川の整備の実施に関する事項 4. 1. 2 馬淵川の総合的な治水対策の推進 「宅地の浸水被害や農地の大規模な浸水被害が発生した平成18年10月洪水を契機として、沿川市町・県・国の関係機関が連携し、総合的な治水対策について検討する「馬淵川の総合的な治水対策協議会」が平成18年11月に設置されました。この協議会において策定された緊急的な治水対策（ハード・ソフト）を関係機関と連携の上、着実に実施します。」と記載	【青森県】 P. 34: 素案と同様（変更なし）
③河川水の適正な利用および流水の正常な機能の維持						
		特になし				
④河川環境の整備と保全						
環境-1	動植物の生息・生育環境の保全について	(15) 魚類の遡上環境の改善してもらいたい。	共通	TEL	【国交省】 P. 71: 河川の整備の実施に関する事項 5. 1. 3 河川環境の整備と保全に関する事項 (1) 動植物の生息・生育環境の保全 3) 魚類の遡上・降下に配慮した事業の実施 「馬淵川本川では馬淵大堰の魚道を改良し、魚類の遡上環境の向上を図ります。改良魚道は、自然蛇行形状で小型魚・底生魚の休憩所として、ワンドや深みを設置します。さらに、鳥類による捕食を回避できるようにするため、鳥害対策ブロックを設置し、従来と同様な魚が安全に遡上できる環境づくりを行います。」と記載 P. 104: 住民参加と地域との連携による川づくり 6. 2. 2環境に関する内容 (2) 河川美化 クリーンアップ活動や稚魚の放流など河川愛護活動について、市町村などと連携し地域住民やボランティア団体などと協力しながら進める仕組みをつくり、住民参加による河川清掃や河川愛護活動の推進を図ります。 【青森県】 P. 33: 河川の整備の実施に関する事項 4. 1. 4 河川環境の整備と保全に関する事項 (2) 自然環境に配慮した事業の実施 「河川工事の実施に際しては、動植物の生息・生育環境に可能な限り配慮するものとし、河道内の植生が回復しやすいよう可能な限り土羽の断面とする他、魚類などの産卵場所となる水草が生息できるよう、自然の底質を維持します。 なお、工事にあたっては、動植物の生息・生育環境を踏まえ、自然環境への影響が軽減されるよう、その施工時期・施工範囲に配慮します。」と記載。 P. 40: 住民参加と地域との連携による川づくり 5. 2. 2 環境に関する内容 (1) 動植物の生息環境の保全 「動植物の生息環境等の保全・再生を積極的に推進するため、馬淵川に生息する多種多様な生物についての理解を深めてもらうための活動を行います。サケの稚魚放流や白鳥の観察会など、地域住民やボランティア団体等と協力しながら進める仕組みをつくり、住民参加による生息環境保全の推進を図ります。」と記載	【国交省】 P. 73: 素案と同様（変更なし） P. 106: 素案と同様（変更なし） 【青森県】 P. 36: 河川の整備の実施に関する事項 4. 1. 4 河川環境の整備と保全に関する事項 (2) 自然環境に配慮した事業の実施（多自然川づくり） 「河川工事の実施に際しては、専門家の意見や地域住民の意向を聴きながら、河川環境の把握に努め、動植物の生息・生育環境に可能な限り配慮するものとし、河道内の植生が回復しやすいよう可能な限り土羽の断面とする他、魚類などの産卵場所となる水草が生息できるよう、自然の底質を維持します。 河川工事に伴い、既存の堰・頭首工を改築する必要が生じた場合は、魚類の遡上を妨げないよう、魚道を設置します。 なお、工事にあたっては、動植物の生息・生育環境を踏まえ、自然環境への影響が軽減されるよう、その施工時期・施工範囲に配慮します。」と記載。 P. 44: 住民参加と地域との連携による川づくり 5. 2. 2 環境に関する内容 素案と同様（変更なし）

「馬淵川水系河川整備計画（素案）に対する意見について」（国管理区間／青森県管理区間）

区分		代表意見	地域	分類	素案の記載状況	原案の記載状況
④河川環境の整備と保全						
環境-1	動植物の生息・生育環境の保全について	(16) 環境へ配慮した事業をしてもらいたい。	共通	会場での発言 (三戸町)	<p>【国交省】</p> <p>P. 70: 河川の整備の実施に関する事項</p> <p>5. 1. 3 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>(1) 動植物の生息・生育環境の保全</p> <p>2) 自然環境に配慮した事業の実施（多自然川づくり）</p> <p>「河道掘削などの河川工事の実施にあたっては、河川環境を十分に把握し、専門家の意見や地域住民の意向を聴きながら、可能な限り動植物の生息・生育環境の保全・再生などに配慮します。</p> <p>災害復旧など緊急性を伴う工事であっても、多様な動植物の生息・生育の場となっている瀬・淵、砂州、汽水域、支川合流部、ワンド、水際部及び魚類の産卵場など、周辺環境に与える影響が極力少なくなるよう河川水辺の国勢調査などの結果を踏まえ、環境に配慮した川づくりを推進します。」と記載</p> <p>【青森県】</p> <p>P. 33: 河川の整備の実施に関する事項</p> <p>4. 1. 4 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>(2) 自然環境に配慮した事業の実施</p> <p>「河川工事の実施に際しては、動植物の生息・生育環境に可能な限り配慮するものとし、河道内の植生が回復しやすいよう可能な限り土羽の断面とする他、魚類などの産卵場所となる水草が生息できるよう、自然の底質を維持します。</p> <p>なお、工事にあたっては、動植物の生息・生育環境を踏まえ、自然環境への影響が軽減されるよう、その施工時期・施工範囲に配慮します。」と記載。</p>	<p>【国交省】</p> <p>P. 72: 素案と同様（変更なし）</p> <p>【青森県】</p> <p>P. 36: 河川の整備の実施に関する事項</p> <p>4. 1. 4 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>(2) 自然環境に配慮した事業の実施（多自然川づくり）</p> <p>「河川工事の実施に際しては、専門家の意見や地域住民の意向を聴きながら、河川環境の把握に努め、動植物の生息・生育環境に可能な限り配慮するものとし、河道内の植生が回復しやすいよう可能な限り土羽の断面とする他、魚類などの産卵場所となる水草が生息できるよう、自然の底質を維持します。</p> <p>河川工事に伴い、既存の堰・頭首工を改築する必要が生じた場合は、魚類の遡上を妨げないため、魚道を設置します。</p> <p>なお、工事にあたっては、動植物の生息・生育環境を踏まえ、自然環境への影響が軽減されるよう、その施工時期・施工範囲に配慮します。」と記載。</p>

「馬淵川水系河川整備計画（素案）に対する意見について」（国管理区間／青森県管理区間）

区分		代表意見	地域	分類	素案の記載状況	原案の記載状況
④河川環境の整備と保全						
環境-1	動植物の生息・生育環境の保全について	(17) 外来種対策について取り組んでもらいたい	共通	会場での発言 (八戸市)	<p>【国交省】</p> <p>P. 72: 河川の整備の実施に関する事項</p> <p>5. 1. 3 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>(1) 動植物の生息・生育環境の保全 4) 外来種対策の実施</p> <p>「河川の利用者などに外来種を持ち込ませないための広報活動・体験学習などによる地域住民への周知活動を行うなど、関係機関および地域住民と連携して外来種の拡大防止に努めます。」と記載</p> <p>P. 89: 河川の整備の実施に関する事項</p> <p>5. 2. 1 河川の維持管理</p> <p>(4) 河川空間の維持管理 5) 外来植物の侵入防止</p> <p>「特定外来生物については、外来生物法に基づき、防除の区域・期間、防除内容を公示後に河川管理行為（除草、土砂の運搬など）などを適正に実施し、外来種の拡大を防ぎます。」と記載</p> <p>【青森県】</p> <p>P. 34: 河川の整備の実施に関する事項</p> <p>4. 2. 2 河川の維持の目的、種類</p> <p>(3) 河川環境管理の推進</p> <p>「外来生物法の対象となる外来種については、必要に応じて関係機関等と連携を図り対応します。」と記載</p>	<p>【国交省】</p> <p>P. 74: 素案と同様（変更なし）</p> <p>P. 91: 素案と同様（変更なし）</p> <p>【青森県】</p> <p>P. 37: 河川の整備の実施に関する事項</p> <p>4. 2. 2 河川の維持の目的、種類</p> <p>(3) 河川環境管理の推進</p> <p>「外来生物法の対象となる外来種については、必要に応じて地域住民や関係機関等と連携を図り対応します。」と記載</p>
		(18) 動植物の生息・繁茂状況について情報を提供してもらいたい	共通	会場での発言 (八戸市)	<p>【国交省】</p> <p>P. 107: 河川の整備の実施に関する事項</p> <p>6. 3. 1 広報活動の推進</p> <p>「川に関する情報発信とともに広報活動の充実を図る必要があります。河川利用拠点や防災ステーションなどの水辺の施設、市町村広報誌など様々な媒体を活用して、河川の計画や水辺のネットワーク、流域に関する情報提供など、広報の充実を図ります。また、地域住民から情報提供を募る窓口を常設し、情報の双方向化を促進します。」と記載</p> <p>【青森県】</p> <p>P. 41: 住民参加と地域との連携による川づくり</p> <p>5. 3. 1 広報活動の推進</p> <p>「河川と生活の結びつきが希薄になった現在、まず川のことを知ってもらうことから始め、地域の川に対する関心を高め、必要があります。そのためには情報発信とともに広報活動の充実を図っていく必要があり、インターネットやパンフレット等を通して各種情報を提供するとともに、地域住民から河川に関する情報を提供していただく、情報の双方向化を促進します。」と記載</p>	<p>【国交省】</p> <p>P. 109: 素案と同様（変更なし）</p> <p>【青森県】</p> <p>P. 45: 素案と同様（変更なし）</p>

「馬淵川水系河川整備計画（素案）に対する意見について」（国管理区間／青森県管理区間）

区分		代表意見	地域	分類	素案の記載状況	原案の記載状況
④河川環境の整備と保全						
環境-2	水質について	(19) 熊原川の水質が心配だ	青森県	会場での発言 (南部町)	【青森県】 P. 22～23: 河川環境の現状と課題 2. 5. 2 水質 水質観測位置図及び水質の経年変化グラフを記載。 P. 33: 河川の整備の実施に関する事項 4. 1. 4 河川環境の整備と保全に関する事項 (3) 水質の維持 「圏域内の水質は、近年、環境基準値を満たしていますが、今後も、現在の良好な水質を保全するため、流域における下水道整備を含む生活排水対策等の関連事業や国、市町村等との連携・調整、住民との連携・協働により、水質改善の啓発を行い、水質負荷対策等の推進に努めます。」と記載。	【青森県】 P. 24～25: 素案と同様（変更なし） P. 36: 素案と同様（変更なし）
環境-3	景観に配慮した河川空間整備について	(20) 良好な景観を維持・創出してほしい	共通	ハガキ	【国交省】 P. 74: 河川の整備の実施に関する事項 5. 1. 3 河川環境の整備と保全に関する事項 (3) 景観に配慮した河川空間整備 1) 美しい景観の保全 「河川整備にあたっては、青森県景観計画を踏まえ、安全性、機能性の確保をしつつ、周辺の景観に調和するとともに、高齢者、障害者などにも配慮した人にやさしい施設整備を図ります。 また、河川工事による景観の改変を極力小さくするように努め、馬淵川の沿川に点在する歴史・文化的施設や公園・緑地を活かした景観の保全を図ります。」と記載 【青森県】 P. 33: 河川の整備の実施に関する事項 4. 1. 4 河川環境の整備と保全に関する事項 (4) 景観 「霊峰名久井岳などと調和した景観の保全や河畔林が存在する水辺空間を保全するため、河川工事による景観の改変を極力少なくするよう努めます。」と記載	【国交省】 P. 76: 素案と同様（変更なし） 【青森県】 P. 36: 素案と同様（変更なし）
環境-4	人と河川とのふれあいの場の確保	(21) 川と身近にふれあえる施設を整備してほしい	共通	ハガキ	【国交省】 P. 76: 河川の整備の実施に関する事項 5. 1. 3 河川環境の整備と保全に関する事項 (4) 人と河川とのふれあいの場の確保 「河川が持つ豊かであるおいのある河川空間を維持・保全するため、地域からの要望に配慮し、県や市町村などと連携しながら、人と河川とのふれあいの場などの整備を行います。」と記載	【国交省】 P. 78: 素案と同様（変更なし） 【青森県】 P. 44: 住民参加と地域との連携による川づくり 5. 2. 2 環境に関する内容 (3) 河川利用 「すでに整備されている河川公園等の施設については、スポーツ・レクリエーション・環境学習等の利用を促進するため、関係市町村や利用者・地域住民と協働した利活用や維持管理等を行うとともに、今後、新たな施設の整備にあたっては、地域からの要望を踏まえ、計画や整備、活用、管理といった各段階から関係市町村や地域住民と連携した取り組みを行います。」と記載。
			共通	会場での発言 (三戸町)	【青森県】 P. 40: 住民参加と地域との連携による川づくり 5. 2. 2 環境に関する内容 (3) 河川利用 「すでに整備されている河川公園等の施設については、スポーツ・レクリエーション・環境学習等の利用を促進するため、関係市町村や利用者・地域住民と協働した利活用や維持管理等を行うとともに、今後、新たな施設の整備にあたっては、計画や整備、活用、管理といった各段階から関係市町村や地域住民と連携した取り組みを行います。」と記載。	
			共通	会場での発言 (南部町)	【青森県】 P. 40: 住民参加と地域との連携による川づくり 5. 2. 2 環境に関する内容 (3) 河川利用 「すでに整備されている河川公園等の施設については、スポーツ・レクリエーション・環境学習等の利用を促進するため、関係市町村や利用者・地域住民と協働した利活用や維持管理等を行うとともに、今後、新たな施設の整備にあたっては、計画や整備、活用、管理といった各段階から関係市町村や地域住民と連携した取り組みを行います。」と記載。	

「馬淵川水系河川整備計画（素案）に対する意見について」（国管理区間／青森県管理区間）

区分		代表意見	地域	分類	素案の記載状況	原案の記載状況
⑤河川の維持・管理						
管理-1	河川の維持の目的、種類について	(22) 維持管理をしっかり行って もらいたい	共通	会場での発言 (八戸市)	<p>【国交省】 P. 78: 河川の整備の実施に関する事項 5. 2 河川の維持の目的、種類 「維持管理の実施にあたっては、馬淵川の河川特性を十分に踏まえ、河川管理の目標、目的、重点箇所や実施内容など、具体的な維持管理の計画となる「馬淵川河川維持管理計画（案）」および「馬淵川河川維持管理実施計画（案）」を定め、これらに沿った計画的な維持管理を継続的に行うとともに、河川の状態変化の監視、状態の評価、評価結果に基づく改善を一連のサイクルとした「サイクル型維持管理」により効率的・効果的に実施します。」と記載</p> <p>【青森県】 P. 34: 河川の整備の実施に関する事項 4. 2. 1 河川の維持の基本となるべき事項 「馬淵川の維持管理については、河川特性等を考慮し洪水等による災害の防止・軽減、河川の流下能力の維持に努め、多自然川づくりの趣旨に沿って動植物の生息・生育環境への影響を考慮し、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全と維持のため、河川の利用者及び関係機関との連携を図りつつ住民の自発的参加のもとに適切な維持管理を行うものとします。」と記載</p>	<p>【国交省】 P. 80: 素案と同様（変更なし）</p> <p>【青森県】 P. 37: 素案と同様（変更なし）</p>
		(23) 情報共有をしてもらいたい	共通	ハガキ	<p>【国交省】 P. 106: 住民参加と地域との連携による川づくり 6. 2. 3維持管理に関する内容 (2)施設状態の情報共有 「地域住民の施設についての理解と関心を高めるために、川の通信簿や安全利用点検などについて公表し、地域住民と情報の共有を図ります。常に施設状態などについて共通の認識をもつことにより、地域住民と一体となった施設の維持・管理を行います。」と記載</p> <p>【青森県】 P. 40: 住民参加と地域との連携による川づくり 5. 2. 3 維持管理に関する内容 「河川管理者は川を適切に維持するため、河川巡視や点検を行っています。県が管理する河川延長は長く、普段から川を利用している地域住民からの情報提供が不可欠です。今後ともゴミなどの不法投棄、河川の流水や施設に関する異常などについて、普段から川を利用している地域住民との情報共有を図り、地域住民と連携した維持管理に努めます。」と記載。</p>	<p>【国交省】 P. 108: 素案と同様（変更なし）</p> <p>【青森県】 P. 44: 素案と同様（変更なし）</p>

「馬淵川水系河川整備計画（素案）に対する意見について」（国管理区間／青森県管理区間）

区分		代表意見	地域	分類	素案の記載状況	原案の記載状況
⑤河川の維持・管理						
管理-2	河道の維持管理について	(24) 堆積土砂の撤去をしてもらいたい	共通	会場での発言 (八戸市)	<p>【国交省】 P. 85: 河川の整備の実施に関する事項 5. 2. 1 河川の維持の目的、種類 (3) 河道の維持管理 1) 河道管理 「出水により流されてきた土砂は、低水路、高水敷、樋門・樋管部に堆積します。これらを放置すれば、流下能力不足を招くとともに、施設機能に支障を来すこととなります。このため、適正な河道断面を確保し、河川管理施設が常に機能を発揮出来るよう河道堆積土砂撤去を実施します。」と記載</p> <p>【青森県】 P34: 河川の整備の実施に関する事項 4. 2. 2 河川の維持の目的、種類 (1) 河道の維持 「河川の流下能力の維持のため、阻害となる堆積土砂や草木については、その堆積状況や繁茂状況の把握に努め、必要に応じて適宜これらの除去及び伐開を行うものとし、実施に際しては自然環境に配慮し生物が生息・生育しやすい水辺空間の確保を考慮します。」と記載</p>	<p>【国交省】 P. 87: 素案と同様（変更なし）</p> <p>【青森県】 P. 37: 素案と同様（変更なし）</p>
		(25) 河川沿いの大きくなった樹木を伐採してほしい	共通	ハガキ	<p>【国交省】 P. 85: 河川の整備の実施に関する事項 5. 2. 1 河川の維持の目的、種類 (3) 河道の維持管理 2) 樹木管理 「樹木の成長や繁茂状況を定期的に調査し、河道内樹木の繁茂・拡大により洪水を安全に流下させる上で支障となっている箇所や樹木群への土砂堆積により水際の陸地化が進行し馬淵川本来の景観や自然環境を変化させている箇所について、治水・環境の両面から適切に評価し、必要に応じて伐開などの樹木管理を実施します。」と記載</p> <p>【青森県】 P. 34: 河川の整備の実施に関する事項 4. 2. 2 河川の維持の目的、種類 (1) 河道の維持 「河川の流下能力の維持のため、阻害となる堆積土砂や草木については、その堆積状況や繁茂状況の把握に努め、必要に応じて適宜これらの除去及び伐開を行うものとし、実施に際しては自然環境に配慮し生物が生息・生育しやすい水辺空間の確保を考慮します。」と記載</p>	<p>【国交省】 P. 87: 素案と同様（変更なし）</p> <p>【青森県】 P. 37: 素案と同様（変更なし）</p>

「馬淵川水系河川整備計画（素案）に対する意見について」（国管理区間／青森県管理区間）

区分		代表意見	地域	分類	素案の記載状況	原案の記載状況
管理-3	河川環境管理について	(26) 塵芥処理等を適切にしてみたい	地域 共通	会場での発言 (三戸町)	<p>【国交省】</p> <p>P. 88: 河川の整備の実施に関する事項 5. 2. 1 河川の維持管理 (4) 河川空間の維持管理 3) 塵芥処理 河川管理施設の機能維持を図るため、流木による河道閉塞などを未然に防止するとともに、高水敷の良好な河川環境を維持出来るよう、漂着する塵芥（流木、かやなどの自然漂流物）は、除去し適切に処分します。</p> <p>P. 104: 住民参加と地域との連携による川づくり 6. 2. 2 環境に関する事項 (2) 河川美化 「市町村などと連携し地域住民やボランティア団体などと協力しながら進める仕組みをつくり、住民参加による河川清掃や河川愛護活動の推進を図ります。」と記載</p> <p>【青森県】</p> <p>P. 34: 河川の整備の実施に関する事項 4. 2. 2 河川の維持の目的、種類 (3) 河川環境管理の推進 「河川環境に関する維持管理については、不法投棄等の防止のため、定期的に河川パトロールを実施するとともに、河川愛護団体や地域住民との情報交換等の相互協力により良好な水環境の保全に努めます。」と記載</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>P. 90: 素案と同様（変更なし）</p> <p>P. 106: 素案と同様（変更なし）</p> <p>【青森県】</p> <p>P. 37: 河川の整備の実施に関する事項 4. 2. 2 河川の維持の目的、種類 (3) 河川環境管理の推進 「河川環境に関する維持管理については、不法投棄等の防止のため、定期的に河川パトロールを実施するとともに、河川愛護団体や地域住民との情報交換等の相互協力により良好な水環境の保全に努めます。 同様に、良好な河川環境を維持できるよう、流木等の塵芥についても、河川愛護団体や地域住民の協力のもと適切な処理に努めます。」と記載</p>

「馬淵川水系河川整備計画（素案）に対する意見について」（国管理区間／青森県管理区間）

区分		代表意見	地域	分類	素案の記載状況	原案の記載状況
⑥住民参加と地域との連携						
連携-1	住民参加と地域連携の考え方について	(27) 河川活動をするために地域住民はどのようにしたらよいか	共通	会場での発言 (南部町)	<p>【国交省】 P. 99: 住民参加と地域との連携による川づくり 6. 1. 1 馬淵川における住民参加と地域連携の考え方 「馬淵川における住民参加と地域連携を図るためには、地域住民にとってより親しみやすい身近な川からの取り組みが重要であると考えます。地域住民が川づくりに参加しやすい身近な川での活動を基盤とし、それぞれが連携・協働しながら身近な川から地域の川そして馬淵川全体へと活動が広がることを目指していきます。」と記載。</p> <p>【青森県】 P. 37: 住民参加と地域との連携による川づくり 5. 1. 1 馬淵川における住民参加と地域連携の考え方 「馬淵川における住民参加と地域連携を図るためには、地域住民にとってより親しみやすい身近な川からの取り組みが重要であると考えます。地域住民が川づくりに参加しやすい身近な川での活動を基盤とし、それぞれが連携・協働しながら身近な川から地域の川そして馬淵川全体へと活動が広がることを目指していきます。」と記載。</p>	<p>【国交省】 P. 101: 素案と同様（変更なし）</p> <p>【青森県】 P. 41: 素案と同様（変更なし）</p>
連携-2	地域の参加と協働を実施する内容について	(28) 地域との交流の場となる公園を整備してほしい	共通	ハガキ	<p>【国交省】 P. 101: 住民参加と地域との連携による川づくり 6. 2. 地域の参加と協働を実施する内容 「馬淵川では、流域の地域連携・交流の促進、河川環境保全意識の高揚などを図ることを目的とし、河川に関する情報の収集・提供、人材育成などの活動、河川環境整備といった河川を基軸とした地域づくりや河川をフィールドとした地域活動に取り組んでいます。」と記載</p> <p>【青森県】 P. 40: 住民参加と地域との連携による川づくり 5. 2. 2 環境に関する内容 (3) 河川利用 「すでに整備されている河川公園等の施設については、スポーツ・レクリエーション・環境学習等の利用を促進するため、関係市町村や利用者・地域住民と協働した利活用や維持管理等を行うとともに、今後、新たな施設の整備にあたっては、計画や整備、活用、管理といった各段階から関係市町村や地域住民と連携した取り組みを行います。」と記載。</p>	<p>【国交省】 P103: 住民参加と地域との連携による川づくり 6. 2. 地域の参加と協働を実施する内容 「馬淵川では、流域の地域連携・交流の促進、河川環境保全意識の高揚などを図ることを目的とし、河川に関する情報の収集・提供、人材および団体育成などの活動、地域交流の場となる河川環境整備といった河川を基軸とした地域づくりや河川をフィールドとした地域活動を地域と協働で取り組んでいます。」と記載</p> <p>【青森県】 P. 44: 住民参加と地域との連携による川づくり 5. 2. 2 環境に関する内容 (3) 河川利用 「すでに整備されている河川公園等の施設については、スポーツ・レクリエーション・環境学習等の利用を促進するため、関係市町村や利用者・地域住民と協働した利活用や維持管理等を行うとともに、今後、新たな施設の整備にあたっては、地域からの要望を踏まえ、計画や整備、活用、管理といった各段階から関係市町村や地域住民と連携した取り組みを行います。」と記載。</p>

「馬淵川水系河川整備計画（素案）に対する意見について」（国管理区間／青森県管理区間）

区分		代表意見	地域	分類	素案の記載状況	原案の記載状況
⑥住民参加と地域との連携						
連携-2	地域の参加と協働を実施する内容について	(29) 地元の取組みを支援してもらいたい	共通	会場での発言 (三戸町)	<p>【国交省】 P. 101:住民参加と地域との連携による川づくり 6.1.2 住民参加と地域連携の進め方 「地域住民の持続的な活動を支援する体制として、国・県・市町村の行政間が連携し、活動の場や現状、評価等の必要な情報等の提供、広報等の活動支援を行います。」と記載。</p> <p>【青森県】 P. 38:住民参加と地域との連携による川づくり 5.1.2 住民参加と地域連携の進め方 「地域住民の持続的な活動を支援する体制として、国・県・市町村の行政間が連携し、活動の場や現状、評価等の必要な情報等の提供、広報等の活動支援を行います。」と記載。</p>	<p>【国交省】 P. 102:素案と同様（変更なし）</p> <p>【青森県】 P. 42:素案と同様（変更なし）</p>
連携-3	防災対策に関する内容について	(30) 住民の防災意識を高めてもらいたい	共通	ハガキ	<p>【国交省】 P. 102:住民参加と地域との連携による川づくり 6.2.1 防災対策に関する内容 (1) 防災意識の向上と地域と一体となった防災体制の整備 「馬淵川流域における洪水被害をできるだけ軽減するため、関係市町村や地域住民と一体となった危機管理訓練の実施、安全な住民避難や防災意識の向上を図るための洪水ハザードマップの作成支援、インターネットや携帯電話などを活用した防災情報の提供や通報などについて関係市町村と地域住民が一体となった防災体制の整備を図ります。」</p> <p>6.2.1 防災対策に関する内容 (3) 避難情報、被災情報の共有化 「これまでの災害情報や洪水ハザードマップの活用についての説明会や洪水避難訓練などを開き、いざというときの行動について、あらかじめ考える機会を設けることで、自分の命は自分で守る「自助」の意識向上を図ります。」と記載</p> <p>【青森県】 P. 39:住民参加と地域との連携による川づくり 5.2.1 防災対策に関する内容 「災害被害を防止・軽減するためには、河川の整備を進めるだけでなく、地域住民一人一人の防災意識の向上を図り、洪水時の迅速かつ的確な水防活動及び警戒・避難を行う必要があります。」と記載</p> <p>(1) 防災意識の向上と地域と一体となった防災体制の整備 「馬淵川流域における洪水被害をできるだけ軽減するため、安全な住民避難や防災意識の向上を図るための洪水ハザードマップの作成・普及の支援、インターネットや携帯電話等を活用した河川及び防災情報の提供や通報による情報の共有化等について関係市町村と地域住民が一体となった防災体制の整備を図ります。」と記載</p>	<p>【国交省】 P. 104:素案と同様（変更なし）</p> <p>P. 105:素案と同様（変更なし）</p> <p>【青森県】 P. 43:素案と同様（変更なし）</p>

「馬淵川水系河川整備計画（素案）に対する意見について」（国管理区間／青森県管理区間）

区分		代表意見	地域	分類	素案の記載状況	原案の記載状況
⑥住民参加と地域との連携						
連携-4	学習・教育の場の提供について	(31) 馬淵川をフィールドとした環境教育や学習を積極的にすすめてほしい		ハガキ	<p>【国交省】</p> <p>P. 104: 住民参加と地域との連携による川づくり 6.2.2 環境に関する内容 (1) 動植物の生息環境の保全 「動植物の生息環境などの保全・再生を積極的に推進するため、馬淵川に生息する多種多様な生物についての理解を深めてもらうための活動を行います。 環境学習会やホタル生息域の清掃活動など、地域住民やボランティア団体などと協力しながら進める仕組みをつくと共に、河川の利用者などに外来種を持ち込ませないために広報活動・体験学習などによる地域住民への周知活動を行うなど、住民参加による生息環境保全の推進を図ります。」と記載</p> <p>P. 107: 住民参加と地域との連携による川づくり 6.3.2 学習・教育の場の提供 「馬淵川流域の河川は、環境教育の場として小中学校の「総合的な学習の時間」などで活用されています。地域の子供たちが、川にふれ、川に学ぶ場としてより一層河川を活用できるように、水辺での河川利用に関する安全教育、環境教育や川の情報提供などの学習の支援を行います。」と記載</p> <p>【青森県】</p> <p>P. 32: 河川の整備の実施に関する事項 4.1.4 河川環境の整備と保全に関する事項 (1) 良好な河川環境の保全、創造 「〇人との積極的な関わり合いの場の活用 関係機関と連携し、環境学習の場等として活用を推進し、森・川・海の保全への理解を育みます。さらに、地元と関係機関の連携による各区域での体験学習等の取り組みを推進し、森・川・海の一体的な保全への理解を深めます。」と記載</p> <p>P. 41: 住民参加と地域との連携による川づくり 5.3.2 学習・教育の場の提供 「馬淵川における住民参加や地域連携を深めるため、自然体験や水質調査など学校教育と連携した環境学習などの取り組みを行います。」と記載</p>	<p>【国交省】</p> <p>P. 106: 素案と同様（変更なし）</p> <p>P. 109: 素案と同様（変更なし）</p> <p>【青森県】</p> <p>P. 35: 素案と同様（変更なし）</p> <p>P. 45: 素案と同様（変更なし）</p>

「馬淵川水系河川整備計画（素案）に対する意見について」（国管理区間／青森県管理区間）

区分	代表意見	地域	分類	素案の記載状況	原案の記載状況
⑦その他河川整備を総合的に行うために必要な事項					
総合-1	(32) 岩手県と連携を図って もらいたい	共通	会場での発言 (南部町)	【国交省】 P. 98: 河川の整備の実施に関する事項 5.3.2 長期的な目標の達成に向けた調査・検討等 馬淵川水系全体の治水安全度を確保・向上させるための方策 について、引き続き国・県が連携して検討を進めます。 【青森県】 記載なし	【国交省】 P. 100: 素案と同様（変更なし） 【青森県】 P. 40: 河川の整備の実施に関する事項 4.3.1 上下流及び流域内の関係行政との連携 「本計画の基本理念に基づき、流域全体の視点から本計画を 推進するため、計画対象区間より上流を管理する岩手県、下 流を管理する国土交通省、ならびに流域内の各市町村と連携 を図ります。」と記載